

【土地所有者等への説明資料案】

この用地測量の成果を活用して登記所の図面を正確な地図に変える予定です。今後、これにより住民の境界トラブルを防止できます。

登記所の図面とは

登記所には、個別の土地の位置や形状を示す図面が備え付けられています。このうち、約6割は精密な地図ですが、残りの約4割は古い時代に作成された図面です。

⇒ この用地測量の成果を活用すれば、古い時代に作成された図面を精密な地図に変えることができます。今後、これにより住民の境界トラブル等を未然に防止できます。

登記所の図面が古い時代に作成されたものだと

隣人との境界争いを始めとするトラブルが発生する可能性があります。



土地を購入し、面積を測ったら登記簿と違う！



塀を作ろうとしたら、隣の土地の所有者から「境界が違う」と指摘！



相続した土地の正確な位置が分からない！



災害復旧工事に直ぐに入れない！
まずは土地境界の確認が必要！

登記所の図面を精密なものにするには

所定の手続きを行い、用地測量の成果を登記所に送付します。登記所は、この用地測量の成果を基にして、既に備え付けられている図面を差し替える予定です。

【参考】所定の手続きの概要

国土調査法第19条第5項の規定に基づき、地籍調査（個別の土地の面積、境界、位置等を調査）以外の測量や調査の成果が地籍調査の成果と同等以上のものであると認められた場合には、それを地籍調査の成果と同様に扱うことができる仕組みです。

この仕組みで認められると、その成果は登記所に送付され、登記所は既に備え付けられている古い時代の図面を差し替える予定です。